

平成24年12月3日

平成24年度第4回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第3回審議会会議録の確認について

2 議 題

(1) 平成25年度ごみ・リサイクルカレンダー表紙絵募集作品の審査

(2) 報告事項

平成24年度可燃ごみ処理状況等について

(3) 平成25年度一般廃棄物処理計画の審議について

(4) その他

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

項目	平成23年度				平成24年度				比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合計(C = A + B)				合計(F = D + E)					
	家庭系(A)	家庭系 収集日数	事業系(B)		家庭系(D)	家庭系 収集日数	事業系(E)			
4月	1,047.6	26	56.1	1,103.7	954.9	25	50.6	1,005.5	△ 98.2	△ 8.90%
5月	1,098.4	26	59.6	1,158.0	1,138.6	27	52.2	1,190.8	32.8	2.83%
6月	1,076.5	26	58.1	1,134.6	1,056.7	26	51.5	1,108.2	△ 26.4	△ 2.33%
7月	1,061.8	26	57.3	1,119.1	1,050.7	26	57.4	1,108.1	△ 11.0	△ 0.98%
8月	1,082.9	27	58.9	1,141.8	1,025.6	27	58.0	1,083.6	△ 58.2	△ 5.10%
9月	1,044.1	26	68.5	1,112.6	961.2	25	53.6	1,014.8	△ 97.8	△ 8.79%
10月	1,005.7	26	61.3	1,067.0	1,071.3	27	59.1	1,130.4	63.4	5.94%
(小計)	7,417.0	183	419.8	7,836.8	7,259.0	183	382.4	7,641.4	△ 195.4	△ 2.49%
11月	1,074.3	26	66.9	1,141.2				0.0		
12月	1,098.3	26	58.8	1,157.1				0.0		
1月	1,032.7	24	51.4	1,084.1				0.0		
2月	947.5	25	55.8	1,003.3				0.0		
3月	1,010.6	27	57.7	1,068.3				0.0		
合計	12,580.4	311	710.4	13,290.8						

※ 本表では、平成23年度と平成24年度の処理状況を月別に比較しているが、各月の収集日数は年（暦日）によって異なるため単純な比較とはならず、表中における各月ごとの比較増減量及び比較増減率は参考数値である。

平成25年度一般廃棄物処理計画ごみ減量達成に向けた施策移行表（修正版）

平成24年度施策		平成25年度施策		移行（新設）理由	
施策区分	表題	施策区分	表題		
新たに実施する施策	ア	ごみの中に含まれる再使用可能なくつ・かばん類等を市施設へ持ち寄り、資源の有効活用を推進することにより、主に不燃系ごみの減量を図る。	継続させる施策	再使用可能なくつ・かばん類等を市施設へ持ち寄り、資源の有効活用を推進する。	平成24年4月より拠点回収を開始し、 <b>新聞報道にて取り上げられる等、一定の認知を受けてきている。しかし、対象外の品物を持たない市民もおり、更なる周知・案内等、新たな課題も生じている。</b> 当面は市民間に定着させていくことに主眼を置き、継続的に実施していく。
	イ	東京学芸大学と連携し、子供向け減量キャラクターを効果的に使用した広報活動を行い、若い世代層に対する意識啓発により、やがては世代間を越えたごみ減量を図る。	充実させる施策	子供向け減量キャラクターを使用した、市内公立学校や子供会への環境教育、自治会やその他の団体へ向けた啓発活動を充実させる。	平成24年度にごみ減量啓発DVD及びリーフレットが完成し、市内各イベント時に上映や配布を行った。また、市報ごみ減量・リサイクル特集において、出張講座の受講者の募集を開始したところであり、キャラクターの認知度を向上させることとともに、一層の浸透化を図る。
充実させる施策	ア	生ごみの水切りを徹底するため、市民とりわけ小・中学生及びその保護者世代への講習会等啓発を強化し、燃やすごみの減量を図る。	充実させる施策	水切りの重要性を周知・徹底するため、主に小・中学生の児童を扶養している保護者世代をターゲットに、水切りによる相乗効果を含めながら出前講座や市内イベント等での啓発を効果的にを行い、燃やすごみの減量を図る。	生ごみの中には多くの水分が含まれており、燃やすごみ減量の大きなポイントとなっている。小金井市人口の過半数は20歳代から40歳代であることから、その中でも主に消費活動の一翼を担うファミリー層をターゲットとすることにより、より大きな効果が望める。
	イ	ごみの相談員制度の定着と活動を広めるため、一般市民及び転入者等に対し、ごみ減量の知識を更に深めることにより、ごみ減量・資源化の推進を図る。	継続させる施策	ごみの相談員制度の認知度を向上させるとともに、ごみ分別の重要性並びに有用性に係る理解を深め、ごみ減量・資源化を推進する。	制度開始から一定期間が経過するが、市民への認知度については疑問が残る。引き続き、市報等による周知を行うなど、地道にごみの相談員制度を浸透させていく。
	ウ	町会、自治会等の自主的な管理運営による大型生ごみ処理機の活用を広め、生ごみの減量を図る。	充実させる施策	町会、自治会等への大型生ごみ処理機の利用の促進を図るため、役割を明確化した上で、利用者側による実情を踏まえたとの自主的な取り組みを行うことと、生ごみの減量を通じた、ごみを出さない意識を浸透させる。	現在、国家公務員住宅との協議が円滑に推移しており、さらには他の集合住宅からも設置したいとの要望も寄せられている。制度化と並行し、市内での拡充を図ることとしたい。

平成24年度施策		平成25年度施策		移行（新設）理由
施策区分	表題	施策区分	表題	
充実させる 施策	エ 教育委員会と連携し、児童・生徒を対象に環境教育を推進するため、ごみに関する意識の向上を図る。	充実させる 施策	子供向け減量キャラクターを使用した、市内公立学校や子供会への啓発活動を実施する。	平成24年度にごみ減量啓発DVD及びリーフレットが完成し、市内各イベント時に上映や配布を行った。また、市報ごみ減量・リサイクル特集において、出張講座の受講者の募集を開始したところであり、キャラクターの認知度を向上させることともに、一層の浸透化を図る。
	オ 市内公立学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して夏休み及び土曜日における生ごみ市民投入を広め、生ごみの資源化の推進を図る。	充実させる 施策	市内公立学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して生ごみ市民投入を広め、燃やすごみを減量する。	平成24年度の夏休み投入実施校は9校、土曜日投入実施校は6校と拡大しており、また、参加いただいているボランティアの数も増加傾向にある。今後は、さらに実施校を増やし、事業規模の拡大を目指す。
継続させる 施策	ア 一般家庭から排出される剪定枝を資源化し、燃やすごみの減量を図る。	充実させる 施策	生ごみ堆肥化事業のさらなる充実を図るため、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の新規申請者の拡大、購入後の使用方法等に係る広報支援を行う。	平成23年度より、枝木・草葉の原則1束（袋）による申込制による回収を開始し、市民の協力により、剪定枝の回収量は、平成22年度の11.9倍に達した。平成23年度は797トンとなり、6倍以上の増加となった。平成24年度は、電子申請による受付も開始し、利便性の向上を図ってきたところから、継続的に実施していくこととする。
	イ 生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の利用による機器の普及を広め、乾燥生ごみの戸別回収による、生ごみ堆肥化事業の充実を図る。			平成23年度より、枝木・草葉の原則1束（袋）による申込制による回収を開始し、市民の協力により、剪定枝の回収量は、平成22年度の11.9倍に達した。平成23年度は797トンとなり、6倍以上の増加となった。平成24年度は、電子申請による受付も開始し、利便性の向上を図ってきたところから、継続的に実施していくこととする。
J・A・市内農産物取扱店と行政との連携により、生ごみ堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。	ウ J・A・市内農産物取扱店と行政との連携により、生ごみ堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。	地場野菜キャラクターによって栽培された農産物を出店販売する等販路の確立を図ってきたが、併せて認知度を向上させる必要性を把握したところである。ついでには、資源循環型社会形成の構築を推進するため、課題解消に向けた施策を継続する。	地場野菜キャラクターによって栽培された農産物を出店販売する等販路の確立を図ってきたが、併せて認知度を向上させる必要性を把握したところである。ついでには、資源循環型社会形成の構築を推進するため、課題解消に向けた施策を継続する。	
	エ 事業者に関する、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度を周知し、機器設置及び活用の促進による事業系の生ごみの減量を図る。		事業者に関する、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度を周知し、機器設置及び活用の促進による事業系の生ごみの減量を図る。	

平成24年度施策		平成25年度施策		移行（新設）理由
施策区分	表題	施策区分	表題	
継続させる 施策	オ	販売事業者（コンビニ、スーパー等）の特 定容器等（ペットボトル・トレイ・空き 缶・紙パック等）の自主的な回収・処理の 拡充を図る。	<p style="text-align: center;">/</p>	消費者（市民）から排出される特定容器等を販売 事業者が独自に回収、処理することを推進し、行 政と事業者との協働又は双方の責任の明確化を図 ることを目的としている。廃棄物処理施策の根幹 に係る部分であることから、他自治体での施行事 例の検証を継続しつつ、市内事業者への指導等を行 う。
	カ	粗大ごみの再生、販売によるリユース・リ サイクルの促進を図る。		リサイクル可能な粗大ごみの収集・販売事業の充 実を図るため、市報、ホームページ等の活用によ る呼びかけ等、継続した取り組みを行う。
	キ	集合住宅の管理会社又は所有者と協働し、 居住者に対するごみの徹底分別等、適正な 排出指導を行うことでごみ減量を図る。		現在、ごみの分別が行き届いていない集合住宅に ついては、清掃指導班を派遣し、指導業務を行っ ていることから、徐々に改善されてきている。転 入者が多い当市の特性を鑑み、今後も地道に継 続していく必要がある。
	ク	リサイクル推進協力店認定店舗数を拡大 し、市民、販売事業者と協働したごみの発 生抑制とごみ減量意識の向上を図る。		現在、市内8店舗が認定店となっており、さらら る拡大のため、市報、ホームページ以外の広報媒 体も活用し、継続的に啓発していくことが必要で ある。
	ケ	市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁 舎及び公共施設のごみの排出量の更なる削 減及び資源化率の向上を図る。		各会ごとごみの行動計画は既の実施されており、各 施設ごとごみの特性や意見等を踏まえながら、引き続 き、ごみ減量及び資源化率の向上を図る。
	コ	各団体が取り組む集団回収の実施状況を広 報するなどの行政サポートにより、ごみ減 量及び資源化率における市民意識の向上及 び活動の活性化を図る。		実施団体数及び利用回数が年々、増加してきてお り、着実に市民間の浸透が図られていると認識し ている。今後も、各実施団体の取り組み状況等を 広報しながら、市民意識の向上及び活動の活性化 を図る。
	カ	大規模事業所及び中小すべての事業所につ いて、事業者責任におけるごみの適正な排 出と処理及び発生抑制と資源化の推進を図 る。		市内事業者自身が排出する廃棄物については、事 業者責任が一定課せられており、認識していた り、必要があると考え、事業所ごみの資源 化率向上並びに発生抑制の意識付けにも有効であ ると考え、市として市内事業者に対して一定の指 針、則言を示すため、より踏み込んだ作業に取り かかるとする。
				<p>事業所から排出されるごみのサンプル調査 により、ごみの分別状況を把握し、発生抑 制並びに資源化の推進を図るとともに、適 正な排出及び処理に係る指導等の実践に血 を注ぎ、対策に着手する。</p>

※ 継続させる施策内の斜線部分は、平成25年度一般廃棄物処理計画でのごみ減量達成に向けた施策として記述しないが、引き続き実施するものとする。

平成24年度施策		平成25年度施策		移行（新設）理由
施策区分	表題	施策区分	表題	
		新たに実施する施策	希望者に対し、リユース食器の貸し出しを実施することにより、燃やすごみ及び不燃系ごみの発生抑制を図る。	自治会、サークル活動等による各種イベントや祭りでの飲食に使用される、紙皿や割り箸、容器包装プラスチックやペットボトル等の発生抑制効果が見込まれる。
		新たに実施する施策	不燃系ごみに含まれる、使用済小型電子機器等を別途回収し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案」が衆参両院共に法案が通過しており、平成25年度の施行が決定した。市においても、不燃系ごみの減量やレアメタルの回収等、適正な処理及び資源の有効活用を推進するため、集団回収や組成分析等状況を把握する施策から着手することとしたい。

## 平成25年度一般廃棄物処理計画減量目標値及び計画処理量

## 平成24年度一般廃棄物処理計画の達成状況

## ごみ減量の達成状況

## (1) 可燃系ごみ、不燃系ごみ

平成24年度処理量（推定）は、13,178 tの見込みであり、対前年度（平成23年度）実績処理量に対し2.5%減にとどまっており、平成24年度の削減目標は達成できない見込みである。

また、不燃系ごみについては、平成24年度処理量（推定）は、4,547 tの見込みであり、対前年度（平成23年度）ごみ実績処理量に対し0.9%増で、対前年度比1%減の平成24年度削減目標は達成できない見込みである。

総括すると、近年、大幅な増加傾向を示していた不燃系ごみにおいて、縮減の動きが見られ、また、可燃系ごみの減少率も縮小している。組成分析等の結果に基づき原因を推測するにあたり、可燃系ごみにビニール、プラスチック類等の混入が増加傾向にあるケースも見受けられる。

本市は転出入者が多いという特性を有しており、収集区分、分別の手法等の周知徹底を図り、廃棄物の適正処理に係る啓発に引き続き注力していくことの必要性を改めて認識したところである。

## (2) 資源物回収

平成24年度回収量（推定）は、9,488 tの見込みであり、対前年度（平成23年度）資源物実績回収量に対し0.5%増の見込みである。

表1 平成24年度ごみ減量・資源物回収目標達成状況

(単位：t)

種類	平成24年度処理量・回収量(推定) A	平成23年度実績処理量・回収量B
		平成23年度実績処理量・回収量に対する削減率[(A-B)/B]
可燃系ごみ	13,178	13,510
		△2.5%
不燃系ごみ	4,547	4,506
		0.9%
資源物	9,488	9,439
		0.5%

有害ごみ	40	44
合計	27,253	27,499
		△0.9%

(算出方法)

平成24年度処理量・回収量(推定)は、ごみ・資源物として市の収集及び集団回収に排出(収集)される見込みの総量であり、かつ、これら収集・回収されたものがすべてそれぞれ焼却又は資源化等処理されるものとして算出した。

(3) 市民1人1日あたりの発生量の状況

上記(1)、(2)、(3)より、市民1人1日あたりのごみ発生量は下表のとおりとなる。

(単位：g)

	平成24年度処理量・回収量(推定) A	平成23年度実績処理量・ 回収量 B
		対平成23年度実績処理量・回収量に対する増減率[(A-B)/B]
市民1人1日 あたり発生量	643	647 △0.6%

- ・市民1人1日あたり発生量=発生量÷小金井市人口÷365日(平成23年度は366日)発生量・・・平成23年度27,499トン、平成24年度(推定)27,253トン。
- ・小金井市人口・・・平成23年度116,147人、平成24年度116,092人。(共に10月1日現在)

平成25年度ごみ処理計画

本市は可燃ごみ処理施設を有しておらず、多摩地域の多くの処理施設に燃やすごみの全量を処理していただいている状況の中、処理施設及び周辺住民への負担を軽減させるため、市民・事業者と協働して一層ごみの減量・資源化を進めることは責務の一つである。更に不燃系ごみについては増加率が縮減されたものの、減少に転じるところまでには至っていない。こうした厳しい状況の中で、現行施策の普及・定着により着実にごみの量を減じることを目指し、平成25年度の減量計画を設定する。

## 1 平成25年度減量目標

### (1) 可燃系ごみ 5%減量

平成24年度実績処理量から5%減量することを目標とし、これを平成25年度減量目標とする。これは、平成24年度までの本市の減量努力を踏まえて、更なる減量を目指すものである。

### (2) 不燃系ごみ 1%減量

平成24年度実績処理量から1%減量することを目標とし、これを平成25年度減量目標とする。可燃系ごみと比較して減量率が低いのは、平成24年度と同様、平成25年度においても分別の徹底を進めることにより、これまで燃やすごみの中に混入されていた不燃ごみが、本来の不燃ごみとして排出されるようになることを想定している。

## 2 ごみ処理計画

(単位：t)

分別区分		処理方法		平成25年度 計画処理量A [A=B(1-減量率)]	平成24年度 処理量(推定) B
可燃系ごみ	燃やすごみ	焼却		12,312	12,960
	粗大ごみ (可燃系)	木質粗大ごみをサーマルリサイクル(*1)		155	163
		布団をサーマルリサイクル		52	55
小計				12,519	13,178
不燃系ごみ	プラスチックごみ	選別	資源化 プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,722 (1,722)	1,739
			資源化 廃プラスチック類をケミカルリサイクル(*2)	415 (415)	419
	燃やさないごみ	破碎・選別	資源化 鉄等金属を資源化	421 (421)	425
			資源化 燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル(*2)	1,139 (1,139)	1,151
	粗大ごみ (不燃系)	破碎・選別	資源化 燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類等をサーマルリサイクル	745	753
			埋め立て	59	60
小計				4,501 (3,697)	4,547
有害ごみ	一部資源化・埋め立て		40	40	
合計				17,060 (3,697)	17,765

( ) 内数値は資源化量で内数

(\*1) サーマルリサイクルとは、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することである。

(\*2) ケミカルリサイクルとは、製品の化学原料としてリサイクルすることをいう。(ガス化等)

### 3 資源物回収計画

資源物回収については、平成25年度計画回収量＝平成24年度回収量（推定）とする。

（単位：t）

分別区分		平成25年度 計画回収量	平成24年度 回収量（推定）
古紙		5,932	5,932
布		772	772
枝木・草葉		918	918
乾燥生ごみ	戸別回収	15	15
	拠点回収	1	1
びん		1,040	1,040
空き缶		356	356
ペットボトル		329	329
トレイ		7	7
金属		112	112
ペットボトルキャップ		2	2
くつ・カバン類		4	4
合計		9,488	9,488

### 4 総資源化計画

2 ごみ処理計画及び3 資源物回収計画から、本市における総資源化計画は次のとおりとなる。

3,697 t（不燃系ごみ収集後資源化量）＋9,488 t（資源物回収による資源化量）＝13,185 t

# 平成24年度一般廃棄物処理計画

平成24年12月1日  
小金井市環境部ごみ対策課

## 目次

はじめに	1～2
第1 平成23年度一般廃棄物処理計画の達成状況	3～5
1  ごみ減量の達成状況	3～4
2  平成23年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況	4～5
第2 平成24年度ごみ処理計画	5～8
1  ごみの減量計画	5
(1) 平成24年度減量目標	5
(2) 平成24年度資源物回収目標	6
2  平成24年度ごみ処理計画	6～8
(1)  ごみ処理計画	7
(2)  資源物回収計画	7
(3)  総資源化計画	7
(4)  ごみ減量達成に向けた施策	7～8
第3  ごみの排出と収集及び処理	9～12
1  市指定収集袋による排出	9
2  収集の分別区分及び排出・収集方法等	9～10
3  適正処理方法	10～12
第4  市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する市民及び事業者の協力義務	12
1  協力義務の内容	12
2  事業者の協力義務の内容	12
第5  ごみ処理施設の整備に関する事項	12～13
1  可燃ごみ処理施設	12～13
2  不燃ごみ処理施設	13
3  廃棄物最終処分場	13
第6  動物の死体処理について	14
1  市へ届け出るもの	14
2  市が収集するもの	14
3  処理方法	14

第7	し尿及び浄化槽汚泥の処理について	14
1	収集及び運搬	14
2	し尿及び浄化槽汚泥の処理	14
第8	その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	15
1	市が収集しない一般廃棄物について	15
2	処理方法の変更	15
別紙	平成24年度一般廃棄物処理計画	ごみ処理フロー図

可燃ごみの全量の処理を他市・一部事務組合にお願いしている中で  
最大限のごみ減量を目指す

はじめに

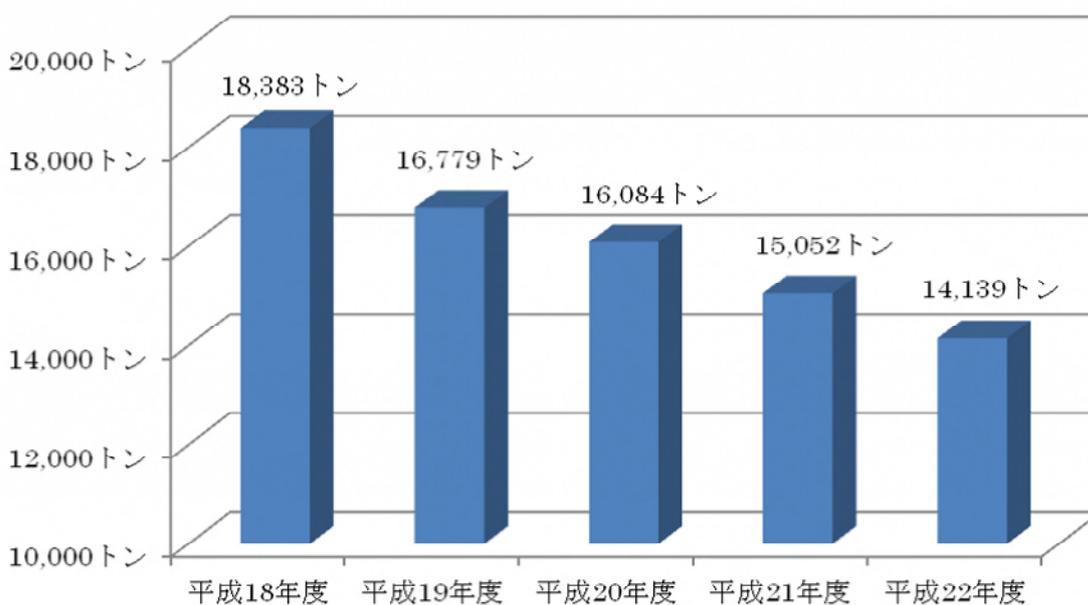
- (1) 昭和32年に設立された二枚橋衛生組合は、構成市（調布市、府中市、小金井市）から排出される可燃ごみを共同で処理することを目的に設立された一部事務組合で、昭和33年から焼却業務を開始し、施設の改修等を適時行いながら焼却業務を続けてきた。しかし、焼却施設の経年による劣化が著しくなり、平成19年3月末に全焼却炉を停止し、組合を解散することについての構成市間の協議が整ったことから平成22年3月末日をもって解散した。
- (2) 二枚橋焼却場の全ての焼却炉を停止したことから、安定的な可燃ごみ処理体制が構築されるまでの間は、市内から発生する可燃ごみの全量の処理を他団体の施設に依頼せざるを得ず、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱（以下「支援要綱」という。）に基づき、多摩地域の各市及び一部事務組合（以下「団体」という。）に、当市の可燃ごみの処理を依頼している。
- (3) 各団体には、ご無理なお願いをすることとなったが、平成19年度は8団体（国分寺市、柳泉園組合、東村山市、武蔵野市、小平・村山・大和衛生組合、昭島市、日野市、西多摩衛生組合）に、同20年度は9団体（国分寺市、柳泉園組合、東村山市、武蔵野市、小平・村山・大和衛生組合、昭島市、日野市、西多摩衛生組合、多摩川衛生組合）の中間処理施設（焼却施設）において支援をお願いすることができた。平成21年2月には、事業の進捗が図れなかったことにより、大変厳しい状況となったが、平成21年度は緊急避難的措置として6団体（八王子市、昭島市、国分寺市、日野市、多摩川衛生組合、三鷹市）に当市のごみの受け入れをお願いし、平成22年度については、改訂された支援要綱に基づき、多摩川衛生組合、昭島市、八王子市、日野市から支援をいただいた。  
続く平成23年度は、前年度同様、多摩川衛生組合から支援をいただくことができたが、当市の新ごみ焼却施設建設に対する取り組みに厳しい意見が高まりを見せ、各団体も受け入れに慎重な姿勢となり、まさに危機的な状況を迎えることとなった。しかし、市長も自らの職を賭して各団体へ支援の要請を行った結果、当初から支援をお願いした多摩川衛生組合に加え7団体（国分寺市、日野市、多摩ニュータウン環境組合（構成市＝八王子市、多摩市、町田市）昭島市、町田市、八王子市、三鷹市）から支援をいただき、可燃ごみの全量処理を行うことができた。
- (4) こうした現状の中で当市では、関係市の皆様へのご迷惑、ご負担を少しでも軽減するためにも可燃ごみの減量に努力を続け、平成22年度における小金井市の総ごみ量は、1人1日当たり621グラムと多摩地域では最小となり、全国の10万人以上50万人以下の地方公共団体の中でも、最も排出量が低い市となっている。こ

のようなごみ減量の成果は、生ごみ処理機購入費補助制度を活用した取り組みや、ざつがみリサイクル袋等による古紙類の分別、枝木・落ち葉の堆肥化などの施策を背景にした、ごみゼロ化推進員の方々をはじめ市民の大変な減量努力によるものであり、市民の皆様に心から感謝する。

しかし、新ごみ焼却施設が稼働するまでの間、市内から発生する可燃ごみの全量を多摩地域の各施設に支援していただかなければならない状況の中で、施設周辺にお住まいの皆様はもちろん、当該市の皆様の負担を少しでも軽減できるよう、平成24年度も更なるごみ減量を目指す必要がある。

こうした状況を踏まえて、平成24年度一般廃棄物処理計画を策定し、後述する各種の施策を効果的に実施するとともに、引き続き市民の皆様にご理解・ご協力をお願いする次第である。

### 【燃やすごみ処理量の推移】



あわせて、平成19年度以降、当市の可燃ごみの焼却処理をお願いすることとなった関係市の皆様及び焼却施設周辺にお住まいの皆様に、深く感謝申し上げますとともに、今後もより一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 第1 平成23年度一般廃棄物処理計画の達成状況

### 1 ごみ減量の達成状況

#### (1) 可燃系ごみ

平成23年度処理量（推定）は、13,485 tの見込みであり、対前年度（平成22年度）実績処理量に対し6.5%減となり、平成23年度の削減目標は達成する見込みである。

#### (2) 不燃系ごみ

平成23年度処理量（推定）は、4,530 tの見込みであり、対前年度（平成22年度）ごみ実績処理量に対し4.1%増で、対前年度比1%減の平成23年度削減目標は達成できない見込みである。

これは、分別収集の徹底化を進めている中で、燃やすごみの中に混入していたプラスチック類等がより正しく分別されるようになったことに伴い、不燃系ごみへ移行したことが一因と考えられ、他の要因についての精査もしながら、引き続き資源化率の向上と発生抑制を目指し取り組む必要がある。

#### (3) 資源物回収

平成23年度回収量（推定）は、9,342 tの見込みであり、対前年度（平成22年度）資源物実績回収量に対し7.2%増の見込みである。

これは、平成23年4月より、一般家庭から排出された剪定枝を原則1束（袋）からの申し込み制による回収とし、全量資源化処理を行ったことによるものである。

表1 平成23年度ごみ減量・資源物回収目標達成状況

(単位：t)

種類	平成23年度処理量・回収量(推定) A	平成22年度実績処理量・回収量B
		平成22年度実績処理量・回収量に対する削減率[(A-B)/B]
可燃系ごみ	13,485	14,415
		△6.5%
不燃系ごみ	4,530	4,351
		4.1%
資源物	9,342	8,717
		7.2%
有害ごみ	43	47
合計	27,400	27,530
		△0.5%

(4) 市民1人1日あたりの発生量の状況

上記(1)、(2)、(3)より、市民1人1日あたりのごみ発生量は下表のとおりとなる。

(単位：g)

	平成23年度処理量・回収量(推定) A	平成22年度実績処理量・ 回収量 B
		対平成22年度実績処理量・回収量に対する増減率[(A-B)/B]
市民1人1日 あたり発生量	610	621 △1.8%

- ・市民1人1日あたり発生量=発生量÷小金井市人口÷365日(平成23年度は366日)  
発生量・・・平成22年度26,163トン、平成23年度(推定)25,937トン。  
小金井市人口・・・平成22年度115,351人、平成23年度116,147人。(共に10月1日現在)
- ・集団回収量を除く

2 平成23年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況

(1) 新たな施策として、次年度の更なる燃やすごみ減量の推進に取り組む際の重要な根拠となり、生ごみの水切りを行うことによる減量効果を市民に周知することにより、更なる燃やすごみの発生抑制につなげていくため、水切りモニターを募り、一般家庭における生ごみ水切り効果の検証を実施した。

また、適切なごみ分別及び資源化率の向上とごみ減量を図る取り組みとして、ごみ分別及びリサイクルを指導するごみの相談員制度を導入し、ごみゼロ化推進員の協力のもと、10月よりスタートさせ、各委員のご自宅に表示看板を取り付けていただき、市民へのより身近な分別指導を行えるよう体制を整える事が出来た。

(2) 充実させる施策として取り組んだ、一般家庭から排出された剪定枝を原則1束(袋)からの申し込み制による回収とし、全量資源化処理を行ったことにより、大幅な燃やすごみの削減を果たす結果となった。また、市内公立小中学校に設置する乾燥型生ごみ処理機を活用した一般家庭から排出される生ごみ夏休み投入及び土曜日投入活動が、地域住民のご理解により活用が広まり、機器の効率的活用による生ごみの資源化により更なる減量が図られた。

乾燥生ごみの戸別回収については、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の活用を含めた機器の普及に努めた。東日本大震災に伴う節電対策の影響から、電動式機器の利用を一時的に控える家庭もあったが、徐々に回復し、現在は継続的な運用が図られている。

- (3) 継続させる施策として、単身者が居住する集合住宅に対する適正な排出指導、市施設ごみゼロ化行動計画の充実によるごみ排出量の削減、各団体が取り組む集団回収の拡大に向けた行政サポート等の取り組みを行った。
- (4) 実施に向けて検討する施策として、国の緊急雇用創出事業臨時特別交付金を活用した「生ごみ等の循環型まちづくり推進事業モデル」の設計を民間調査機関に委託した。この事業モデルをベースに、平成24年度以降に本市に適したごみ減量施策策定に取り組む。

## 第2 平成24年度ごみ処理計画

### 1 ごみの減量計画

本市は可燃ごみ処理施設を有しておらず、多摩地域の多くの処理施設に燃やすごみの全量を処理していただいている状況の中、処理施設及び周辺住民への負担を軽減させるため、市民・事業者と協働して一層ごみの減量・資源化を進めることが急務となっている。更に不燃系ごみについては増加が見込まれ、こうした厳しい状況の中で、確実に実現することを目指す平成24年度の減量計画を設定する。

#### (1) 平成24年度減量目標

##### ① 可燃系ごみ 5%減量

平成23年度実績処理量から5%減量することを目標とし、これを平成24年度減量目標とする。これは、平成23年度までの本市の減量努力を踏まえて、更なる減量を目指すものである。

##### ② 不燃系ごみ 1%減量

平成23年度実績処理量から1%減量することを目標とし、これを平成24年度減量目標とする。可燃系ごみと比較して減量率が低いのは、平成23年度と同様、平成24年度においても分別の徹底を進めることにより、これまで燃やすごみの中に混入されていた不燃ごみが、本来の不燃ごみとして排出されるようになることを想定している。

表1 平成24年度ごみ減量目標

(単位：t)

種類	平成24年度計画処理量 (減量目標量) A [A=B (1-減量率※)]	平成23年度処理量(推定) B
可燃系ごみ	12,811	13,485
不燃系ごみ	4,485	4,530
有害ごみ	43	43
合計	17,339	18,058

※減量率 可燃系ごみ5% 不燃系ごみ1%

(2) 平成24年度資源物回収目標

平成24年度 計画回収量	平成23年度 回収量(推定)
9,342	9,342

資源物回収については、平成23年度回収量(推定) = 平成24年度計画回収量とする。

2 平成24年度ごみ処理計画

上記を踏まえ、平成24年度一般廃棄物処理計画は下表のとおりとする。

(1) ごみ処理計画

(単位：t)

分別区分		処理方法		平成24年度 計画処理量 A [A=B (1-減量率)]	平成23年度 処理量(推定) B
可燃系ごみ	燃やすごみ	焼却		12,599	13,262
	粗大ごみ (可燃系)	木質粗大ごみをサーマルリサイクル(*1)		162	170
		布団をサーマルリサイクル		50	53
小計				12,811	13,485
不燃系ごみ	プラスチックごみ	選別	資源化 プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,641 (1,641)	1,658
			資源化 廃プラスチック類をケミカルリサイクル(*2)	477 (477)	482
	燃やさないごみ	破碎・選別	資源化 鉄等金属を資源化	446 (446)	450
			資源化 燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル(*2)	1,275 (1,275)	1,288
	粗大ごみ (不燃系)	破碎・選別	資源化 燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類等をサーマルリサイクル	552	557
			埋め立て	94	95
小計				4,485 (3,839)	4,530
有害ごみ	一部資源化・埋め立て		43	43	
合計				17,339 (3,839)	18,058

( ) 内数値は資源化量で内数

- (※1) サーマルリサイクルとは、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することである。  
 (※2) ケミカルリサイクルとは、製品の化学原料としてリサイクルすることをいう。(ガス化等)

## (2) 資源物回収計画

資源物回収については、平成23年度回収量(推定)＝平成24年度計画回収量とする。

(単位：t)

分別区分		平成24年度 計画回収量	平成23年度 回収量(推定)
古紙		5,940	5,940
布		743	743
枝木・草葉		768	768
乾燥生ごみ	戸別回収	13	13
	拠点回収	1	1
びん		1,055	1,055
空き缶		352	352
ペットボトル		348	348
トレイ		12	12
金属		107	107
ペットボトルキャップ		3	3
合計		9,342	9,342

## (3) 総資源化計画

(1)ごみ処理計画及び(2)資源物回収計画から、本市における総資源化計画は次のとおりとなる。

$$3,839 \text{ t (不燃系ごみ収集後資源化量)} + 9,342 \text{ t (資源物回収による資源化量)} \\ = 13,181 \text{ t}$$

## (4) ごみ減量達成に向けた施策

### ① 新たに実施する施策

ア ごみの中に含まれる再使用可能なくつ・かばん類等を市施設へ持ち寄り、資源の有効活用を推進することにより、主に不燃系ごみの減量を図る。

イ 東京学芸大学と連携し、子供向け減量キャラクターを効果的に使用した広報活動を行い、若年層に対する意識啓発により、やがては世代間を越えたごみ減量を図る。

### ② 充実させる施策

ア 生ごみの水切りを徹底するため、市民とりわけ小・中学生及びその保護者世

代への講習会等啓発を強化し、燃やすごみの減量を図る。

イ ごみの相談員制度の定着と活動を広めるため、一般市民及び転入者等に対し、ごみ分別の知識を更に深めることにより、ごみ減量・資源化の推進を図る。

ウ 町会、自治会等の自主的な管理運営による大型生ごみ処理機の活用を広め、生ごみの減量を図る。

エ 教育委員会と連携し、児童・生徒を対象に環境教育を推進するため、ごみに関する意識の向上を図る。

オ 市内公立学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して夏休み及び土曜日における生ごみ市民投入を広め、生ごみの資源化の推進を図る。

### ③ 継続させる施策

ア 一般家庭から排出される剪定枝を資源化し、燃やすごみの減量を図る。

イ 生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の利用による機器の普及を広め、乾燥生ごみの戸別回収による、生ごみ堆肥化事業の充実を図る。

ウ J A・市内農産物取扱店と行政との連携により、生ごみ堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。

エ 事業者に関する、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度を周知し、機器設置及び活用の促進による事業系生ごみの減量を図る。

オ 販売事業者（コンビニ、スーパー等）の特定容器等（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等）の自主的な回収・処理の拡充を図る。

カ 粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。

キ 集合住宅の管理会社又は所有者と協働し、居住者に対するごみの徹底分別等、適正な排出指導を行うことでごみ減量を図る。

ク リサイクル推進協力店認定店舗数を拡大し、市民、販売事業者と協働したごみの発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。

ケ 市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の更なる削減及び資源化率の向上を図る。

コ 各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、ごみ減量及び資源化率における市民意識の向上及び活動の活性化を図る。

サ 大規模事業所及び中小すべての事業所について、事業者責任におけるごみの適正な排出と処理及び発生抑制と資源化の推進を図る。

### 第3 ごみの排出と収集及び処理

#### 1 市指定収集袋による排出

次に掲げる廃棄物については、市指定収集袋によりそれぞれ分別して排出する。

ア 家庭ごみのうち燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ

イ 事業系一般廃棄物で1日平均10kg未満の量を排出する事業所は事業用指定収集袋により排出（古紙を除く。ただし、シュレッダーごみは45ℓ以内の透明または半透明の袋で1回の排出量を2袋以内は無料とする。ただし、1日平均10kg以上排出する事業所は一般廃棄物収集運搬業許可業者等による処理。）

#### 2 収集の分別区分及び排出・収集方法等

分別区分 (収集回数等)	ごみの内容	排出方法	備考
燃やすごみ (週2回/委託)	生ごみ・貝殻・紙おむつ・紙くず類・衛生上焼却するものなど	☆市指定収集袋（黄）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。ただし、紙おむつ、落ち葉（2袋まで）は透明又は半透明の袋に入れて排出する。（事業所から排出される紙おむつは事業用指定収集袋に入れる。）	
プラスチックごみ (週1回/委託)	ビニール・ポリ袋・硬質プラスチックなどのプラスチック	☆市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。汚れ等による異物の混入を避けるため、洗って乾かしてから排出する。	
燃やさないごみ (2週に1回/委託)	小型家電製品*・皮革製品・ガラス類・せとものなど	☆市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	*家電リサイクル法対象外の小型家電
有害ごみ (2週に1回/委託)	乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター	☆透明又は半透明の袋（事業所から排出される有害ごみは事業用指定収集袋）に入れ、「有害」と書いて、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
粗大ごみ（注） (随時/委託)	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	☆申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を貼って、収集予定日の8時30分までに敷地内に排出する。	事業系粗大ごみは収集しない
枝木・草葉 (指定日/直営・委託)	枝木・落ち葉・雑草等の草木 *枝木・草葉は1束（袋）から、落ち葉は3袋からの申込制による回収。3袋に満たない場合は燃やすごみとして分別。	☆申込みをしてから指定日の8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆枝木：1本の長さ1m以内、1本の直径15cm以内、束の大きさ30cm程度までをひもで束ねて排出する。 ☆落ち葉・雑草：透明又は半透明の袋に入れて排出する。	2袋以下の落ち葉は、燃やすごみでも排出できる
乾燥生ごみ (週1回/直営)	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生ごみ	☆乾燥生ごみを市指定専用容器に入れ、収集日の8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。 *（透明又は半透明の袋に入れて専用容器設置施設（公	拠点回収は随時可

		民館等市内公共施設 11 箇所)で拠点回収に持参可)		
古紙・布類 (週 1 回/委託)	新聞・段ボール・その他 の紙 (雑誌・雑紙)・紙パ ック・シュレッダーご み・布類	☆朝 8 時 30 分までに敷地内の排出場所に以下のとおり 排出する。 ☆新聞・段ボール：それぞれ紙ひもで縛って排出する。 ☆その他の紙 (雑誌・雑紙)：雑誌は紙ひもで縛って排 出する。雑紙は雑誌の間に挟んで縛って排出するか、 紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。 ☆紙バック：洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って 排出する。(スーパー等の拠点回収ボックスに持参可) ☆シュレッダーごみ：透明又は半透明のビニール袋に入れ、 空気を抜いて排出する。 ☆布類：透明又は半透明のビニール袋に入れ排出する。		紙バックの 拠点回収は 随時  布類は収集 開始 (8 時 30) 直前で 雨天の場合 は回収中止
スプレー缶 (2 週に 1 回/委託)	スプレー缶・エアゾール 缶  卓上カセットボンベなど	☆中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かご等で 8 時 30 分までに敷地内の排出場所に排出する。		
空き缶 (2 週に 1 回/委託)	飲料缶・菓子缶・茶缶 缶詰缶など	☆中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かご等で朝 8 時 30 分までに敷地内の排出場所に排出する。 ☆ペットボトルのふたは取って排出する。 * (空き缶・ペットボトル・びんはスーパー等の拠点 回収ボックスに持参可)		空き缶・ペ ットボト ル・びん の 拠点回収は 随時
金属 (2 週に 1 回/委託)	なべ・釜・やかんなど			
ペットボトル (2 週に 1 回/委託)	飲料用・醤油等調味料用			
びん (2 週に 1 回/委託)	ガラスびん			
トレイ (随時/委託)	発泡スチロール製トレイ	☆洗ってスーパー等の拠点回収ボックスに持参		随時
ペットボトル キャップ (随時/委託)	ペットボトルのキャップ	☆洗って乾かして専用容器設置施設 (公民館等市内公共 施設 13 か所) に持参する。		随時

☆収集方法は種類ごとに分別したものを戸別収集 (集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。) 及び拠点回収を行っている品目を拠点回収場所に持参したものについては拠点回収する。

(注) 上記は、家電リサイクル法対象外の粗大ごみ

### 3 適正処理方法

分別区分	中間処理		最終処理及び資源化
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ (家庭系)	支援先焼却施設※で焼却 (委託)		☆焼却灰をエコセメント化 (二ツ塚処分場)
燃やすごみ (事業系)	小金井市中間処理場ストックヤードにて大型車両に 移し替え後、民間処理施設で処理 (委託)		☆焼却・熔融 (ガス化熔融改質による発電なら びにスラグメタルおよび水酸化化合物生 成による再資源化) (民間処理施設)
プラスチック ごみ	選別 (委託)	☆容器包装リサ イクル法対象 の廃プラスチ ック  民間処理施設	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチ ックを(財) 日本容器包装リサイクル協会 に引き渡し資源化

		☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチック		☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチックをケミカルリサイクル (民間処理施設)
燃やさないごみ	破碎・選別 (委託)	☆金属 ☆破碎後のプラスチック類等 ☆不燃ごみ	小金井市中間処理場	☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設) ☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリサイクル(民間処理施設) ☆破碎後のプラスチック類等をサーマルリサイクル(民間処理施設) ☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場)
有害ごみ	破碎 (委託)	☆蛍光管 ☆ライター	小金井市中間処理場	☆一部資源化・埋立処分(民間処理施設)
	選別 (委託)	☆乾電池 ☆水銀体温計		
粗大ごみ (可燃系)	破碎 (委託)	☆木質家具等は板状に分解 ※ふとんは中間処理をしていない	小金井市中間処理場	☆木質家具等をサーマルリサイクル (民間処理施設)
				☆ふとんをサーマルリサイクル (民間処理施設)
				☆再使用可能なものを修理し販売 (シルバー人材センター・小金井リサイクル事業所)
粗大ごみ (不燃系)	選別・プレス (委託)	☆自転車・保管庫等大部分が金属のもの	小金井市中間処理場	☆自転車・保管庫等大部分が金属のものを資源化(民間処理施設)
				☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設)
	破碎・選別 (委託)	☆上記以外の複合素材 ☆金属 ☆破碎後のプラスチック類等 ☆不燃ごみ		☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリサイクル(民間処理施設)
				☆破碎後のプラスチック類等をサーマルリサイクル(民間処理施設)
				☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場) ☆再使用可能なものを修理し販売 (シルバー人材センター・小金井リサイクル事業所)
枝木・草葉	チップ化 (委託)		民間処理施設	☆堆肥化(民間処理施設)
乾燥生ごみ				☆堆肥化(小金井市中町肥料化実験施設)および民間処理施設
ペットボトル	選別・プレス (委託)		小金井市中町中間処理施設	☆一部を(財)日本容器包装リサイクル協会に引渡し資源化
				☆一部を民間処理施設で資源化
スプレー缶	穴あけ・プレス (委託)		小金井市中間処理場	☆資源化(民間処理施設)
金属	選別 (委託)		小金井市中町中間処理施設	
空き缶	選別・プレス (委託)			

布	選別 (委託)		
びん	選別 (委託)	民間処理施設	
古紙			
トレイ	選別・減容 (委託)	民間処理施設	
ペットボトル キャップ			☆NPO法人に寄付し資源化

※ 平成24年度における可燃ごみの処理委託先については、当面、多摩川衛生組合からご支援を頂くことになるが、平成24年4月1日現在では年間を通じての処理先を確保するには至っていない。可燃ごみを安定的に処理するため、今後も全力を挙げて多摩地域の各団体に支援要請を行うものとする。

#### 第4 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する市民及び事業者の協力義務

##### 1 市民の協力義務の内容

- (1) 燃やすごみの減量を最大の目的とし、一般家庭及び事業者双方において、生ごみ排出の際の水切りを十分に行い排出量の減量化を図る。
- (2) リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4Rを実践し減量努力をする。
- (3) 環境に配慮した商品の購入、簡易な包装容器の選択、ノーレジ袋やマイバッグ持参など生活様式や事業活動の見直しを実行する。
- (4) 市の一般廃棄物処理計画に従った分別排出を行う。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物について市の定める方法に従い適正処理する。

##### 2 事業者の協力義務の内容

- (1) 製品及び容器等の製造、加工ならびに、販売の際、それら製造、加工、販売されたものが廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないような製品、容器等の製造、加工、販売する。
- (2) 事業系一般廃棄物の事業者の責任により適正処理する。
- (3) 販売事業者による特定容器の店頭回収を行う。
- (4) ばら売り、量り売り及び簡易包装の推進、環境に配慮したエコマーク付き商品及びリサイクル商品の製造・販売等環境に配慮した事業活動を推進する。
- (5) 丈夫で壊れにくい製品の製造と販売及び修理体制を確保する。

#### 第5 ごみ処理施設の整備に関する事項

##### 1 可燃ごみ処理施設

小金井市では、可燃ごみの安定的な処理体制の確立に向け、新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場跡地と決定した。しかし、当該跡地に権利を有する関係市が独自の利用計画を示していることから、同用地の活用は大変厳しい状況である。したがって、一部事務組合への加入等、他の方策も含め、平成24年度末までに実現可能な方針を示す予定である。

## 2 不燃ごみ処理施設

- (1) 施設名：小金井市中間処理場
- (2) 所在地：東京都小金井市貫井北町1-8-25
- (3) 型式：高速回転複合式縦型破砕機
- (4) 処理能力：30t/5h（30t/5h×1基）
- (5) 現状

燃やさないごみと粗大ごみを破砕・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度・19年度に臭気対策を第一義に、おおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行ったが、昭和61年12月の稼働以来25年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいる。

今後、施設の更新に向け地域との協議を進めていく予定である。また、新たに事務所棟を建設したことにより、見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育にも役立つ施設とした。

## 3 廃棄物最終処分場

- (1) 施設名：日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場  
(東京たま広域資源循環組合)
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
- (3) 構成市：小金井市を含む多摩地域25市1町
- (4) 現状

小金井市を含む多摩地域25市1町の約400万人から排出されるごみは、焼却処理や破砕処理をして日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入されている。破砕処理した不燃ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイクルされている。

平成10年1月の埋立て開始時は埋立て可能な量が約370万 $\text{m}^3$ で、平成22年度までに44.4%の埋立てが終了している。

エコセメント事業は、焼却灰からエコセメントを生産し、幅広く生活の中に定着させることにより、処分場の延命を図っている。

しかし、不燃ごみの埋め立ては、現在も継続して行われており、限りある処分場を有効に利用していかなくてはならない。

本市では平成18年度から燃やさないごみの3分別収集を実施し、燃やさないごみの資源化に取組み、埋め立て量の削減に努めている。

## 第6 動物の死体処理について

### 1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地または建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、市に届け出なければならない。

### 2 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) ノラ犬、ノラ猫等飼い主不明の死体

### 3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

## 第7 し尿及び浄化槽汚泥の処理について

### 1 収集及び運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集方法については、下表のとおり。

単位：kℓ

	排出者	収集・運搬 見込み量	収集地域	収集回数	収集方法
し尿・ 浄化槽汚泥	一般家庭	82	市内全域	月2回	(委託) バキューム車に よる収集
	事業所			随時	

### 2 し尿及び浄化槽汚泥の処理

小金井市・武蔵野市・小平市・東大和市・武蔵村山市の5市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理する。

構成市における公共下水道の普及に伴いし尿搬入量は年々減少し、同組合処理施設の処理能力200kℓ/日に対し、現在の処理量は6kℓ/日程度である。ただし、この処理施設は建設後40年以上経過し、老朽化が進んだため改修工事が行われ、現在、処理能力を6kℓ/日に縮小し運転をしている。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流している。

処理施設の概要は次のとおり。

- (1) 施設名：湖南処理場（湖南衛生組合）
- (2) 所在地：東京都武蔵村山市大南5-1
- (3) 形式：希釈前処理方式
- (4) 処理能力：6kℓ/日

## 第8 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

### 1 市が収集しない一般廃棄物について

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン  
(家電リサイクル法に基づき販売店により回収される)
- (2) パソコン  
(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収される)
- (3) ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングのボール、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料等  
(危険、有害等で市の施設では適正処理できないため、関係事業者及び市民の協力を得て専門の処理業者により回収処理させる(適正処理困難物又はそれに準ずるもの))
- (4) オートバイ  
(メーカーにより自主回収される)
- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針  
(市内薬局により自主回収される)

### 2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情があるときは、収集、運搬及び処分の方法を変更することがある。

別紙 平成24年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図

